

水道メータの検針員を募集します

- 応募された方については、登録名簿に登載し、欠員が生じた場合に、名簿に載っている方の中から書類選考及び面接を行い、新規受託者を決定し、委託契約を締結します。
- 受託期間は、当該年度末日までですが、成績良好な方については委託期間の延長ができます。（ただし、契約締結時の年齢が64歳までの方に限ります。）

注意！

現在の検針業務受託者に欠員が生じない限り、新規の受託者を決定することはありません。応募をしていただいても、すぐに委託契約を締結するとは限らず、何年も待っていただく可能性があります。待っていただいている間に、応募資格を喪失した場合は、応募そのものが無効となります。

委託内容

(1) 業務内容

- 検針電卓（ハンディーターミナル）を使用した水道メータの検針業務
- 水道メータの検針に伴う附帯業務（メータ回りの漏水発見、粉末除草剤散布、文書配布等）
- 上記のほか、弊社が定める業務

(2) 業務形態

- 弊社が地区ごとに指定した期間内に、検針業務を行います。
※検針地区・検針メータ数は、弊社の指定したものになります。

(3) 委託料

- 委託料は毎月末に締め切り、翌月10日までに支払います。
- 検針委託料は水道メータの検針件数1件につき63円とします。
※初回及び2回目は、研修期間のため1件につき50円となります。（前任者の検針に同行）

(4) 委託契約

- 初回の検針時に前任者と同行して検針業務の引継ぎを行い、業務内容等に問題がなければ検針業務委託契約を締結します。
- 検針業務委託期間は毎年4月1日から3月31日までとなります。ただし、年度の中途の場合は、委託開始の日から当該年度末日までです。

応募資格

- (1) 伊勢崎市に住所を有する人
 - (2) 検針業務の実施に当たり、弊社又は第三者に損害を与えた場合において、これを賠償し得る能力を有する人
 - (3) 心身ともに健康で検針業務に適していると認められる人
 - (4) 登録の申込み時点において55歳未満の人
 - (5) 上記のほか、弊社が必要と認める条件を備えている人
- ※なお、登録されてから検針業務受託者に欠員が生じるまでの間に、年齢要件など資格を喪失した場合は、その時点で登録名簿が無効となります。

応募方法

下記の書類を、当組合へ直接持参してください。

（郵送、FAX、メール等では受け付けていません。）

- (1) 検針業務受託希望者登録申込書
- (2) 履歴書（市販のものでかまいません。）
- (3) 写真（申込日から半年以内に撮影されたもの。履歴書に添付してください。）

選考方法

- (1) 応募書類に不備がない場合、受付順に登録名簿に登録します。
登録の有効期間は、登録した年の翌年の3月31日までです。有効期間内に新規受託者として決定されなかった方で、申し出がない場合は登録を1年間延長します。ただし、有効期間内に年齢要件など応募資格を失った場合は、その時点で登録が終了します。
- (2) 検針業務受託者に欠員が生じた場合、書類選考及び面接を行い、新規受託者を決定します。

伊勢崎管工設備協同組合

〒372-0813 伊勢崎市葦塚町306番地-1

【TEL】0270-24-1060

水道メータ検針業務受託希望者登録申込書

年 月 日

伊勢崎管工設備協同組合 宛

伊勢崎管工設備協同組合における水道メータ検針業務を受託したいので、下記のとおり申し込みます。

住 所	〒 —
フリガナ	
氏 名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日
電話番号	() —
携帯電話番号	— —
必要資格	自動車免許
備 考	

※受付欄